

いじめ防止基本方針

伊勢崎市立境北中学校
令和7年4月改定

伊勢崎市立境北中学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校職員はいじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒に十分理解できるようにする。
- (3) 本校職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、保護者、地域住民、家庭その他の関係機関と連携し、速やかに組織的に対応し、いじめ問題を克服することを目指す。
- (4) 「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という認識をもち、いじめられている生徒の立場に立つとともに、いじめる生徒には毅然とした対応と粘り強い指導を行い「いじめを許さない学校」をつくる。

2 校内組織

本校は「伊勢崎市立境北中学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応、解消を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員】

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、各学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員（必要に応じて）
- (3) 役割 ・基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・改善（PDCA）
・いじめに関する情報等の収集と記録、共有
・関係生徒への事実確認、指導や支援体制・対応方針の決定等、組織的な実施

3 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- (1) 本校の基本的施策は、①キャリア教育の推進、②規範意識の向上、③早期発見のための措置、④相談体制の整備とする。
- (2) いじめ防止に対する措置は、①いじめの事実確認、②いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言とする。
- (3) 必要に応じて市教育委員会、県教育委員会、警察と連携して重大事態にあたる。

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

【別資料】のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的取組を行う。

5 重大事態への対処

以下の重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに調査組織を設け、公立性・中立性の観点から事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に対処）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【別資料】

いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関する具体的方策

1 いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、以下の2つのキーワードに留意する。

- 居場所づくり： 安心感をもたせ、いじめが起こりにくい土壌をつくる。
- 絆づくり： 人と関わることの喜びを感じさせ、自己有用感を高める。
 - ・ 「わかる」「楽しい」授業づくりと「信頼関係」のある望ましい集団づくりに努める。
 - ・ コミュニケーション能力と規律正しい態度の育成
 - ・ 道徳教育と人権教育を充実させる。
 - ・ 生徒がいじめについて主体的に考え、防止に向けた取組を実践する特別活動の機会を設ける。

【具体的な方策】

- ・ 境采女小学校と連携して作成した「いじめのとりえ」を境北中地区のいじめ予防に活用する。例えば、軽い気持ちで相手に行った行動の基準に「あなたがやっていることは、いじめのとりえにあてはまっています。だからこれはいじめですよ」など。そのためにも年度当初に学校や学級で全生徒に指導し、校内・学級掲示などで徹底を図る。以上の共通実践を通して予防に努める。

小・中合同いじめのとりえ

これはいじめです！

見かけたら自信をもって友達、先生、大人に教えましょう。

1. 相手のことを考えていない
キーワード：いやだと感じる人の気持ちを大切に
2. 強い人が弱い人にする
キーワード：むりやり・勝手に、何人かで
3. いやな気持ちが続いている

小・中合同の考え

「いじめ防止のためにできること」

1. 互いに思っていることは直接伝える
陰で悪口を言わない
2. 友達同士、クラスで仲良くする
助け合えるクラスを目指して

- ・「未来力」学習講座の開催等により、将来の夢や希望、生き方を考える機会を充実させる。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめを題材として取り上げ、思いやりや生命・人権を生徒自身が当事者意識を持ってとらえられるよう指導をする。
- ・12月の人権週間に合わせて、いじめの問題や人権尊重について重点的に指導する。
- ・情報モラル講習会でSNS等によるいじめの危険性や適切な使い方を指導する。

2 いじめの早期発見

- ・日常的な生徒観察や生徒との交流を学校全員の教職員が行う。
- ・定期的なアンケート調査や個別面談を行う。
- ・教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保健室、Pルーム、カウンセリングルーム等の利用を促す。
- ・いじめ問題に対する取組を家庭や地域へ周知し、いじめ発見への協力、連絡を呼びかける。

【具体的な方策】

- ・生活アンケート調査を実施し、その結果に応じて個別面談や事実確認、指導を行う。
- ・hyperQU アンケートを実施し、学級への所属と自己肯定感の実態を把握して個の理解を深め、その後の声かけやカウンセリングに生かす。また、学級担任や学年職員は学級の実態把握に努め、情報を共有する。
- ・7月の教育相談（三者面談）において学校生活や友人関係などを話題にし、対応する。
- ・スクールカウンセラー便り、各種啓発資料を配付して利用を促す。
- ・状況に応じて教室や校内を巡視する。

3 いじめの早期対応

最初に認知した教職員

↓必ず報告

いじめ対策委員会→対応方針の決定、役割分担

↓事実の究明（まず被害生徒から）

留意事項 ・食い違いがないか複数の教員で確認しながら行う

・保護者には直接顔を合わせ、誠意をもって説明する。

↓支援、指導

- ・被害者には保護者と相談の上、必要と認められれば医療機関を受診させ、スクールカウンセラー等によるカウンセリングも行う。解消したと思われる場合も面談や経過観察を行い、自己肯定感が回復するように支援する。
- ・周囲の生徒は関係者として事実を受け止めさせ、いじめを許さない集団となる強い意志を育てる。
- ・加害者には今後の行動の仕方を考えさせ、適切な時期に被害者に謝罪させる。経過観察を行う。
- ・単に謝罪を持って解消と判断せず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

4 保護者、地域との連携

- ・子供とできるだけ多く会話し、努力を認めたり気持ちを受け止めたりしてもらう。
- ・学校からの配布物などで、授業参観や学校行事、学校公開等へ保護者・地域の方々にも積極的に参加してもらう。
- ・いじめと疑われる行為や情報を掌握したら、学校へ速やかに情報提供をしてもらう。